

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改正箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
きたぎんUCカード会員規約	きたぎんUCカード会員規約
<p>《一般条項》</p> <p>— 途中省略 —</p> <p><b>第7条 (代金決済)</b></p> <p>1. 第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、当月15日（以下「算定日」という）に算定したものを、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。</p>	<p>《一般条項》</p> <p>— 途中省略 —</p> <p><b>第7条 (代金決済)</b></p> <p>1. 第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、当月15日（以下「算定日」という）に算定したものを、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、<b>お支払月の前月末頃約定支払日に先立ち</b>、本人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。本人会員はご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。</p>

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改正箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
<p><b>第8条 (支払金等の充当順位)</b> —省略—</p> <p><b>第9条 (費用の負担)</b> 本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。 なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>— 途中省略 —</p> <p style="text-align: right;">2025年8月現在</p> <p>— 以下省略 —</p>	<p><b>第8条 (支払金等の充当順位)</b> —省略—</p> <p><b>第9条 (費用の負担)</b></p> <p>1. 本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。 なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>2. 本人会員が約定支払日に支払金額を支払わなかった場合には、当社と本人会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社が公表する金額を本人会員は負担するものとし、本人会員は当社の請求に基づき、当該金額を第7条に定める方法により当社に対して支払うものとします。ただし、本人会員が約定支払日に支払わなかった支払金額が第28条に定めるキャッシングサービスの利用代金のみによって構成される場合にはこの限りではありません。</p> <p>— 途中省略 —</p> <p style="text-align: right;">2026年6月現在</p> <p>— 以下省略 —</p>

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改正箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
きたぎんUC法人カード会員規約	きたぎんUC法人カード会員規約
<p>《一般条項》</p> <p>— 途中省略 —</p> <p><b>第7条(代金決済)</b></p> <p>1. 第21条第1項に定めるショッピングサービス(諸手数料を含みます。)の利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。)に締切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、利用代金は事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。また、お支払い方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。</p> <p>2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち20日以内にさせていただくものとし、この期間内に法人会員またはカード使用者から異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足等により、前第1項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。</p>	<p>《一般条項》</p> <p>— 途中省略 —</p> <p><b>第7条(代金決済)</b></p> <p>1. 第21条第1項に定めるショッピングサービス(諸手数料を含みます。)の利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。)に締切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、利用代金は事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。また、お支払い方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。</p> <p>2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、<del>お支払月の前月末頃</del><b>約定支払日に先立ち</b>、法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち20日以内にさせていただくものとし、この期間内に法人会員またはカード使用者から異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足等により、前第1項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。</p>

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改正箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
<p><b>第 8 条(支払金等の充当順位)</b></p> <p>—省略—</p> <p><b>第 9 条(費用の負担)</b>                      法人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外の支払方法より発生した入金費用、公租公課及び当社と法人会員またはカード使用者との間で締結する債務の支払いにかかわる公正証書の作成費用は、退会後といえども法人会員及びカード使用者が連帯して負担するものとします。</p> <p>— 途中省略 —</p> <p style="text-align: right;">2025 年 8 月現在</p>	<p><b>第 8 条(支払金等の充当順位)</b></p> <p>—省略—</p> <p><b>第 9 条(費用の負担)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外の支払方法より発生した入金費用、公租公課及び当社と法人会員またはカード使用者との間で締結する債務の支払いにかかわる公正証書の作成費用は、退会後といえども法人会員及びカード使用者が連帯して負担するものとします。</li> <li>2. 法人会員が約定支払日に支払金額を支払わなかった場合には、当社と法人会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社が公表する金額を法人会員は負担するものとし、法人会員は当社の請求に基づき、当該金額を第 7 条に定める方法により当社に対して支払うものとします。</li> </ol> <p>— 途中省略 —</p> <p style="text-align: right;">2026 年 6 月現在</p>
<p>※法人情報の情報共有に関する同意条項 を追加 ⇒</p>	<p style="text-align: center;"><b>法人情報の情報共有に関する同意条項</b></p> <p>きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）が発行するクレジットカードの利用をお申込みされた法人または団体は、本同意条項に同意の上、申込みをします。                      下記の条件のもとに、お客さまの法人情報を当社ならび株式会社北日本銀行で情報共有させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.共同利用する法人情報の項目                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 属性に関する情報</li> <li>(2) 財務に関する情報</li> <li>(3) 経営管理に関する情報</li> <li>(4) お取引に関する情報</li> <li>(5) 与信判断、リスク管理に関する情報</li> </ol> </li> <li>2.利用目的                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種商品やサービスのご案内、ご提供のため</li> <li>(2) 各種商品やサービス等の研究、開発のため</li> </ol> </li> </ol>

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改正箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
<p>— 以下省略 —</p>	<p>(3) 総合的なリスク管理のため                      (4) その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため</p> <p>3.情報の利用および管理</p> <p>(1) 共同利用させていただく法人情報は必要最小限の範囲とし、「2.利用目的」以外には利用いたしません。                      (2) お客さまより法人情報の共同利用を行わないよう要請があった場合は、法人情報の共同利用は行いません。法人情報の共同利用を望まないお客様は「4.お問い合わせ先」までお申し出ください。</p> <p>4.お問い合わせ先                      きたぎんユーシー株式会社 お客様サービス室                      電話番号 019-623-2600 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日・12/31～1/3 休)</p> <p style="text-align: right;">2026年6月現在</p> <p>— 以下省略 —</p>

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改定前	改定後
きたぎんUCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用）	きたぎんUCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用）
■■■■一般条項■■■■	■■■■一般条項■■■■
— 途中省略 —	— 途中省略 —
<p><b>第8条（代金決済）</b></p> <p>1. 第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に法人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末項、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に法人会員またはカード利用者から異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。</p> <p>5. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項及び第2項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">2025年8月現在</p>	<p><b>第8条（代金決済）</b></p> <p>1. 第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に法人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払方法を定め、その支払方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、<del>お支払月の前月末項</del><b>約定支払日に先立ち</b>、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に法人会員またはカード利用者から異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。</p> <p>5. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項及び第2項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。</p> <p style="text-align: right; color: red;">2026年6月現在</p>
— 途中省略 —	— 途中省略 —

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改定前	改定後
<p>※法人情報の情報共有に関する同意条項 を追加 ⇒</p> <p>— 以下省略 —</p>	<p style="text-align: center;"><b>法人情報の情報共有に関する同意条項</b></p> <p>きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）が発行するクレジットカードの利用をお申込みされた法人または団体は、本同意条項に同意の上、申込みをします。 下記の条件のもとに、お客さまの法人情報を当社ならび株式会社北日本銀行で情報共有させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共同利用する法人情報の項目             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 属性に関する情報</li> <li>(2) 財務に関する情報</li> <li>(3) 経営管理に関する情報</li> <li>(4) お取引に関する情報</li> <li>(5) 与信判断、リスク管理に関する情報</li> </ol> </li> <li>2. 利用目的             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種商品やサービスのご案内、ご提供のため</li> <li>(2) 各種商品やサービス等の研究、開発のため</li> <li>(3) 総合的なリスク管理のため</li> <li>(4) その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため</li> </ol> </li> <li>3. 情報の利用および管理             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同利用させていただく法人情報は必要最小限の範囲とし、「2. 利用目的」以外には利用いたしません。</li> <li>(2) お客さまより法人情報の共同利用を行わないよう要請があった場合は、法人情報の共同利用は行いません。法人情報の共同利用を望まないお客様は「4. お問い合わせ先」までお申し出ください。</li> </ol> </li> <li>4. お問い合わせ先             <p>きたぎんユーシー株式会社 お客様サービス室 電話番号 019-623-2600 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3 休）</p> </li> </ol> <p style="text-align: right;">2026年6月現在</p> <p>— 以下省略 —</p>